

犯罪被害者等の支援に携わる者の倫理

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク副理事長 田村 裕 (弁護士)

第1. 「支援に携わる者」による支援活動の専門職 (Profession) 的性格について

1. 専門職 (Profession) とその特有的性格
2. 支援に携わる者の支援活動と専門職活動との類似性
3. 倫理綱領 (Code of Ethics) とその必要性

第2. 全国被害者支援ネットワークによる「倫理綱領」の制定

1. 「犯罪被害者の権利宣言」(1999年5月15日－平成11年) と「倫理綱領」
2. 旧倫理綱領 (2003年3月7日－平成15年)
3. 新倫理綱領の制定 (2016年12月27日－平成28年) のいきさつと解説

第3. 倫理綱領から職務基本規程へ (更なる改正へ)

第1. 「支援に携わる者」による支援活動の専門職 (Profession) 的性格について

1. 専門職 (Profession) とその特有的性格

(1) 欧米には、人々が直面する肉体的、社会的、精神的な様々な困難に対処し、問題の解決に当たる旨を神に向かって誓い (Professus・ラテン語)、そのような使命を果たすべく神からお呼び出しを受け (Vocation。職業の意味がある。Voice の語源)、神に代わって職業として人々の困難に対処し、問題の解決にあたる一群の者を専門職 (Old) Profession^{注1}と位置づける文化がある。

(2) 専門職に従事する者 (Profession) の活動には公益性と利他性^{注2}、高度の専門性が求められる^{注3、注4}。その職務遂行は金銭の獲得を直接目的とするものではない。職務遂行の対価は金銭ではなく、社会から尊敬と信頼と感謝を受けることにある。

2. 支援に携わる者の支援活動と専門職活動との類似性

「犯罪被害者等の支援に携わる者の支援活動」は専門職活動と同じく、犯罪被害者等が直面する肉体的、社会的、精神的な様々な困難に対処し、問題の解決に当たる活動である。

(1) 犯罪被害者支援等に携わる者には、高い公益性と利他性が自覚されるべきであるとともに、支援活動はプロボノ活動 (Pro bono Publico = 公共善のために) だとの認識を持つ必要がある^{注2}。

(2) 犯罪被害者等の支援に携わる者には高度な専門性が求められ、そうした活動を遂行するには専門的知識 (スキル) の修得 (教育と訓練) が不可欠である^{注3、注4}。

(3) 支援に携わる者の支援活動は、アマチュア (Amateur) であってはならないしスペシャリスト (Specialist) とともに区別される専門職 (Profession) 的性質を有する。

- (4) その活動は、対価として金銭を受け取るビジネスではなく、犯罪被害者等や関連する団体・社会から、尊敬と信頼と感謝を受けることによって報われる活動である。
- (5) このような理解は、支援に携わる者の立場からは、自ら携わる支援活動が専門職活動と同じく公共善のための業務であることに誇りを抱くことが期待できる。
- (6) 加えて、犯罪給付金支給法（後の「犯罪被害者給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下「支援法」という））第23条により、犯罪被害者等早期援助団体の名称が公安委員会から指定されており、その団体による支援活動は専門職活動と同じく業務独占的性格を有する^{注5}。

3. 倫理綱領（Code of Ethics）とその必要性

倫理綱領は、「Code of Ethics」の邦訳である^{注5、注6}。

(1) 綱領と倫理

綱領（Code）とは、一定の人々の集団のなかの重要かつ体系的な約束ごとを要約した行動指針を意味する^{注7}。

倫理（Ethics）の「倫」は、仲間（ともがら）、類すなわち人の輪のなかで「踏み守るべきすじみち」の意味であり、「理」も同じく「物事のすじみち」を表わす^{注7}。

すなわち倫理綱領とは、志を同じくする人々の集まり（仲間）のなかで機能し、人が職務を遂げる際の適切な行動（善悪・正邪）を取捨選択する拠り所（よすが）とする筋道を示す行動指針だと言いうことができる^{注8}。

(2) 倫理綱領を必要とする職務や団体と全国被害者支援ネットワークの倫理綱領。

専門職と呼ばれる職務に従事する者（Professional Person）やその団体（医師会など）には、専門職的性格のゆえに、他から強制されることのない自らに課する自律的な、そして体系的な規範（約束ごと）すなわち倫理綱領を必要とする^{注9}。

支援に携わる者の支援活動には、専門職の活動との類似性から、支援活動に携わる者の行動指針である倫理綱領の制定を必要とした。

すなわち全国被害者支援ネットワーク及びその加盟団体が、犯罪被害者等の支援に携わるとの一点で、志を同じくする仲間において支援活動を行うに際し、その拠り所とすべき規範、すなわち倫理綱領を持つべきことは、けだし必然であったと言え、全国被害者支援ネットワークによる旧倫理綱領^{注10}が制定されるに至ったゆえんである。

(3) ちなみに、一般企業もしくは業界団体において「社是や業界の倫理憲章」や「コンプライアンス」で求められるのは、企業不正への反省^{注11}から利潤を追求する企業（自利）にあっても、専門職の倫理（他利）に立脚して活動せよ（企業の社会的責任）と説くのである^{注6}。

第2. 全国被害者支援ネットワークによる「倫理綱領」の制定

「支援に携わる者の倫理綱領」は、第1に支援者が、支援活動を実践する際の拠り所であり、行動指針であり、その源泉は被害者の権利に基盤を置く。第2に支援者が、その支援活動を振

り返る際に照合すべき規範であり、第3に支援者が、社会に対して引き受ける支援活動の責任範囲を明示するとの意味を持つ。

1. 支援活動の源泉は、被害者の権利に基盤を置く－「犯罪被害者の権利宣言」と「倫理綱領」－

1999年（－平成11年）5月15日発表された全国被害者支援ネットワークの「犯罪被害者の権利宣言」は、犯罪給付金支給法施行10周年記念シンポジウム（1991年10月3日－平成3年）における全米被害者支援機構（NOVA）の事務局長マリーン・ヤング氏による特別講演で示された「アメリカにおける被害者の7つの権利」に由来する^{注12}。

「支援活動の源泉」は、「被害者の権利」にその基盤を置くものであって、被害者の権利を離れての支援活動、ひいては支援者が依拠すべき行動指針は存在し得ない。それ故に旧倫理綱領前文に、「われわれが先に定めた犯罪被害者の権利宣言は、犯罪被害者がその被害から迅速かつ適切に回復するためには、被害者の個人の尊厳に配慮した公正な支援活動が行われるべきであるとしている」と唱われた。

新倫理綱領の前文に「われわれは先に七箇条にわたる権利宣言を制定しました」と定めたのも、被害者支援活動の源泉が「被害者の権利」特に被害者の尊厳に配慮した支援活動に基盤を置くことを明らかにしたものである^{注13}。

2. 犯罪被害者への支援活動を行う者の倫理綱領（2003年3月7日－平成15年旧倫理綱領）

2001年－平成13年－支援法の改正により早期援助団体制度が作られた際に、倫理に関する事項として早期援助団体の役員や職員などの「業務により知り得た情報を漏らしたり、目的外での使用を禁止する」条項（同法23条7項）が定められた。

にもかかわらず、全国被害者支援ネットワークには、その種の約束ごとが存在しなかったため^{注5}、2003年（－平成15年）3月7日、全米被害者支援機構（NOVA）の倫理綱領が参考にされて、13項目からなる旧倫理綱領が定められた^{注10}。

3. 新倫理綱領の制定（2016年12月27日－平成28年）のいきさつと解説

(1) いきさつ

全国被害者支援ネットワークでは、次に述べるような旧倫理綱領制定前後の法整備や国レベルの施策の一連の動きに対応して、支援に携わる者の心構えと一定水準の支援活動を確保する必要を生じて新しい倫理綱領を策定し、全国被害者支援ネットワークにおいて公益社団法人に組織替えをした時期に合わせて2016年（－平成28年）12月27日の総会で採択された。

すなわち、2004年（－平成16年）に制定された犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という）には、「すべての犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられる」などの基本理念が定められた（同法3条1項）が、その後の2005年第1次犯罪被害者基本計画に基づいて設置された「支援のための連携に関する検討会」の「最終取りまとめ」（2007年11月6日－平成19年）で適切な支援活動が行われるために倫理綱領の制定の重要性が指摘され、更に支援法に基づき、2008年（－平成20年）国家公安委員会は「犯罪被害者等の支援に関する指針（以下「指針」という）を定めて、支援に携わる者の倫理上の責務と解される犯罪被害者等の①個人の尊厳への配慮、②置かれた状況に対する理解、③ニーズに即した支援の実施、④プライバシーへの配

慮など、犯罪被害者等の支援を行うに際し、支援に携わる者が留意すべき事項として12項目にわたる基本的事項を示したが、旧倫理綱領では、こうした法整備や同レベルの施策の動きに対応しきれていないことが指摘されていた。

このようないきさつで新倫理綱領は、旧倫理綱領制定の前後における国レベル等の一連の動きに対応し、犯罪被害者等の支援に携わる者の基本的な心構えを定めるとともに、一定水準の支援行動を確保するために取りまとめられたものである。

(2) 新倫理綱領に対する解説

新倫理綱領の解説については、制定当時に前後して解説資料を作成し、詳細な説明がなされたところであるからこれに譲ることとし、本稿では簡素な解説を加えることとする。

犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。）は、その尊厳にふさわしい処遇を保護される権利を有し、その受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活が営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう施策が講ぜられています。われわれは先に七箇条にわたる「犯罪被害者の権利」を制定しました。

全国被害者支援ネットワーク及び加盟団体は、犯罪被害者等の個々の事情に応じて、犯罪被害者等が被害に遭ったときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、どこでも、いつでもきめ細かで途切れることのない支援を行っていく必要があります。

ここに改めて、「犯罪被害者等の支援に携わる者の倫理綱領」を定め、その行動指針を明示します。

前文は、支援活動の源泉が被害者の権利にその基盤を置くことや倫理綱領が支援に携わる者の行動指針であることを明らかにした^{注13}。

新倫理綱領は、全国被害者支援ネットワーク及びその加盟団体に適用されるものの、被害者支援に携わる者の活動が被害者等の権利に基づいてなされる活動であることは、普遍的な理念であることを理解すべきであろう。

なお、第1項から第6項までは「被害者等との関係における規律」、第7項と第8項は関係機関等との関係における規律、第9項から第11項までは支援に携わる者が有すべき理念や行動に関する規律というように整理することができる。

1. 犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重します。

基本法第3条1項の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と定め、これを踏まえた規程である。しかし、支援活動に携わる者が遭遇する経験の実相は、自己責任論の下で犯罪被害に遭った責任の一端が被害者等にあるかの如き無理解に対応を余儀なくされることが少なくない^{注14}。支援活動に携わる者には、常に被害者等の尊厳に配慮して行動することが求められる。

2. 犯罪被害者のプライバシー及び秘密を尊重し、個人情報保護をします。

支援活動に携わる者は、支援活動を通じて、被害内容を含め被害者等のプライバシー、個人情報に触れることになる。個人情報等に配慮することは当然であるが、加えて被害者等と

の関わりのなかで、支援活動に携わる者の綱領に掲げられた守秘義務を告知することによって、信頼関係を築く必要がある^{注15}。

3. 犯罪被害者等の人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由として差別しません。^{注16}

国の最高規範である日本国憲法の崇高な定めによる（憲法第14条第1項）。社会的身分とは、富裕層や貧困者、一定地域の住民など人が社会において占める継続的な地位を言い、門地とは、家柄もしくは血統など出生によって決定される特権的身分を意味する^{注16、注17}。我々支援に携わる者は、こうした理由によって、被害者等を差別して対応することがあってはならない。

4. 犯罪被害者等が置かれた心身の状況を把握しつつ、支援に携わる者により二次的被害を与えることのないよう支援を行います。

被害者等が置かれた心身の状況は、被害の内容や加害者との関係など一人ひとり異なり、時間の経過とともに変化することがある^{注18}。

支援に携わる者は、こうした被害者等の心身の状況を把握し、特に二次的被害を与えることのないよう、細心の注意を払うことを要する。

5. 犯罪被害者等から求められるニーズを的確に把握し、理解と共感をもって寄り添い、犯罪被害者等との間に信頼関係を築くよう努めます。

被害者等のニーズについては、被害者等の主体性や自己決定を尊重しつつ、潜在化したニーズをも含めて把握して対応する必要がある、そのためには被害者との信頼関係を構築することに最大限配慮する必要がある^{注19}。

6. 犯罪被害者等に対し、有益となる情報を適切な時期と方法により提供します。

情報を提供される権利は、被害者の権利宣言に唱われた被害者の権利の一つである。戸惑いと不安のなかで被害者等が求めている情報が何かを探りつつ、公共団体や関係機関において利用することのできる被害者等のための各種の支援制度に関する有益な情報を提供し^{注20}、その利用に寄り添う支援に努める必要がある。

7. 同僚や関係機関・団体と連携し、よりよい関係を築くとともに、専門的知識を有する者の知見を活用して支援を行います。

基本法7条の連携協力規定に則り、国、公共団体、関係機関との連携により支援の橋渡しができることの重要性及び専門的知見を有する者との連携の重要性を定めた。「よりよい関係」とは、相互の理解と敬意に裏付けられた日頃からの顔の見える関係を築くことが大切であることを意味する^{注21}。

8. 犯罪被害者等を支援する機関や団体が行う事業に関し、知り得た秘密を漏らしたり、これらの事業以外の目的のために利用したりしません。

一見すると2項目の個人情報保護規定と重複するように見えるが、2項目は被害者個人のプライバシーへの配慮であることに対し、この8項目は、連携関係にある機関や団体の事業にかかる秘密について、目的外の使用を禁ずる趣旨であり、このことにより連携関係にある機関や団体との信頼関係を築き、現在のみならず将来における情報の提供を確保することを目的とする。

9. 支援における公益性・利他性を自覚し、支援に携わる者としての身分や地位を金銭その他の利益を得るために利用しません。

前段は、支援に携わる者による支援活動が、利他性の自覚の下に行われる公益的、利他的な活動であり、プロボノ活動（pro bono publico＝公共善のために）であることを明らかにした^{注2}。

後段は、その必然として支援に携わる活動が金銭その他の利益を得るための活動、すなわち自利活動でないことを示した^{注22}。しかし、このことによって支援に携わる者に対し、自己犠牲を強いるものであってはならない。それだけに支援活動には公的機関による経済的支援が不可欠となるのである。

10. 各種研修に積極的に参加するとともに自己研鑽に努め、支援のための能力の維持向上に努めます。

本文に記載したとおり、支援に携わる者には、専門職との類似性の故に被害者が遭遇する多様な困難に対し解決に導くための高度の専門性と知識の修得が不可欠であることを明らかにした^{注3、注4}。

11. 人格を磨き、品位を高く保持し、健全な心身の保持に努めるとともに、支援を通して安全で安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

支援に携わる者の利他心に裏付けられた支援活動による日々の実践と積み重ねの結果として、自らその人格は陶冶される。利他の結果として自己改善（Personal betterment）すなわち自利がもたらされるのである^{注2}。そして支援活動が安心、安全の社会づくりに貢献する活動でもあることを表す。

第3. 倫理綱領から職務基本規程へ（更なる改正へ）

新倫理綱領の11項目は、行動指針を整理、分類して示すことについて必ずしも成功できたとは言えず、今後どのように有機的に関連づけて行動指針を示せるかを更に検討する必要がある、こうした意味では正直に言って新倫理綱領は旧倫理綱領の「領域」に留まった感がない訳ではない。

本来であれば、行動指針は、被害者等の支援活動に携わるすべての者が、一定の水準の行動を行えるように、抽象的ではなく具体的かつ明確な実践行為規範が策定されてしかるべきである。

将来的には、新倫理綱領を基盤としつつ、支援に従事する者の行為規範である犯罪被害者の支援に携わる者の、次の内容が盛り込まれ、かつ整理された職務基本規程への更なる改正を目指す必要がある^{注5}。

1. 被害者等との関係における規律
2. 支援活動に携わる者の理念や行動に関する規律
3. 関連機関や自治体などとの関係における規律
4. 加害者との関係における規律

5. 刑事裁判にかかわりを持つ際の規律
6. 被害者等支援団体の内外における規律

注1. 身分社会（貴族・農奴）と専門職の誕生。「フィガロの結婚」。イタリア・オペラ。

Je vous etes donne la peine de naitre et rien de plus.

注2. 自利忘失、他利無尽（東洋思想）。しかし、被害者支援において支援者の自己犠牲が強いられてはならない。形而下において、結果としての無形の「自利」（自己改善）が否定されるものではない（自利と他利との調和）。

注3. 世界最古（11世紀）の総合大学と言われるボローニャ大学（北イタリア）には、現在でも医学、法学、神学の学部がある。

注4. 神職は、遭遇する困難から人々を救済する解決力を修得する目的で、教会での厳しい戒律に耐えて修業を納める。僧侶も、仏陀による衆生済度（苦しむ人々を此岸から彼岸に渡す。般若心経）の手助けを行う力を身につけるために、幼少の頃から寺院での長期の修業を積む。

注5. 全国被害者支援ネットワーク初級中級テキスト4-2-2、4-2-3 常磐大学の富田信穂教授

注6. 職業奉仕（Vocational service：神からのお呼び出しによってその職務に従事するの意）を極めんとする米国系奉仕クラブは、職業倫理訓（Code of Ethics）を擁し、その条項には「High ethical standard in business and profession」（実業及び専門職の倫理的水準を高めよ）とのくだり（一文）がある。英米法学者 小堀憲助・中央大学名誉教授の講義録。

注7. 新漢語林（大修館書店）

注8. 「道徳律」（Moral Principle）が、個々人の普遍的な価値に照らして善悪・正邪を判断することに比べ、倫理は一定の仲間うちで機能するが故に、道徳律とは重なりつつも必ずしも一致しない。

注9. イ.「医の倫理綱領 6項目」と「日本医師会 職業倫理指針」、ロ.看護者の倫理綱領（日本看護協会）、ハ.日本臨床心理士会 倫理綱領、ニ. 弁護士職務基本規程 第1章倫理綱領（日本弁護士連合会）

注10. 13項目からなる旧倫理綱領の掲記は紙幅の関係で省略する。

注11. 総会屋による被害や粉飾、贈賄などの一連の企業不正を言う。'99 第一勧銀事件、同野村證券事件、'02神戸製鋼所事件、'01 米 エンロン事件、'02 米 ワールドコム事件、'91 米 組織体に対する米国連邦量刑ガイドライン（鞭と飴）

注12. 犯罪被害者に対する民間支援（宮澤浩一ほか。東京法令出版2000 P.177）

注13. 前文を一読すると、「われわれは先に七箇条にわたる「犯罪被害者の権利」を制定しました。」の部分の部分が孤立して見える。もともとは、「被害者の権利宣言」と「新倫理綱領」を架橋する目的で、「犯罪被害者がある権利に基づき、被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とします」の一文が挿入され、より直截に被害者の権利と綱領とをつなぐ表現ぶりとしたが、基本法3条の基本理念を反映しておらず、正確性を欠くとの修正意見が出て本文のような書きぶりになったものの、趣旨

において変わることはない。

注14. 特に最近において支援の件数が増加している性犯罪被害に多く見られる。

注15. 旧倫理綱領2項に同様の定めがある。

注16. 旧倫理綱領9項に同様の定めがある。

注17. 最高裁判所大法廷判決昭和39年5月27日刑集18-4-676。宮沢俊義 法律学全集 憲法Ⅱ276頁

注18. 旧倫理綱領5項に同様の定めがある。

「被害者の有責性」や「親族などの加害者との一定の関係性」が論じられることがあるが、支援法の給付の適用範囲を拡張する動きに注目する必要がある。

イギリスで1964年に創設された犯罪被害補償制度（Criminal Injuries Compensation Scheme. C I C S）によると、被害者において事件発生誘発行為がなされた場合には、補償が減額されたり、不支給となることがある。また、一定の関係性について、親族関係のいかんにかかわらず、「すでに同居していないこと」が補償の前提となる。給付により加害者が利益を得ることのないようにするためである。

注19. 旧倫理綱領3項、4項に同様の定めがある。

注20. 「すべてのまちに被害者条例を」(第2版) 冊子巻末の一覧表。諸澤英道監修。被害者が創る条例研究会編。

注21. 旧倫理綱領6項に同様の定めがある。

全国被害者支援ネットワークは、年1回傘下の全国48センターの支援活動の責任者を集め（支援活動責任者研修。令和3年度からは春期全国研修会前期）、全国規模で支援活動責任者間の顔の見える関係づくりを進めている。経験値（知）の情報交換のみならず、近時、重要度が増加している共同支援、広域支援に対応するためである。

注22. 旧倫理綱領11項に同様の定めがある。

支援活動に関して講演や出版によって常識の範囲で対価を得ることは必ずしも禁止されるものではない。ただこの条項に照らし、余裕の限度で、一旦は受け取ったうえで寄付に廻すなど、後は個々人の生き様との相談であろう。